

(様式1)

学校感染症について

学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき、出席停止の措置をとりますので、学校へご連絡ください。出席停止の期間中は医師の指示に従い療養し、登校する際は「学校感染症報告書（保護者記入用）」を担任に提出してください。提出の際は、証明となるもの（処方薬説明書のコピーなど、受診者名・日付・薬剤名が記入されたもの）を添付してください。

なお、出席停止期間の基準を超える場合は、医師による証明（様式 2）の提出を求められます。
また、以下の表に記載がない学校感染症と診断された場合も、医師による証明（様式 2）が必要です。
※様式 2 は学校から直接お渡しますので、お申し出ください。

学校感染症報告書（保護者記入用）

令和 年 月 日

兵庫県立明石北高等学校長 あて

年 組 番 生徒名

保護者名

○印	感染症の種類	出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、医師の判断による
	インフルエンザ（_____型）	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 【出席停止期間確認表を参考にしてください】
	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日又は無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快（*）した後1日を経過するまで（*）解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること 【出席停止期間確認表を参考にしてください】
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26等）	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	

医師より上記の感染症（○印）と診断され、療養した後、登校可能と判断されましたので、次のとおり報告します。

発症した日	月 日（ ）	
受診した日	月 日（ ）	※新型コロナウイルス感染症で医療機関にはかからず、抗原検査キットを用いた場合は、受診日の欄に、検体採取日を記入してください。（証明となるものの添付は必要ありません。）
医療機関名		
解熱した日 （発熱があった場合）	月 日（ ）	
欠席した期間	月 日（ ） 校時 ~ 月 日（ ） 校時	

【学校記入】 ※出席停止期間を担当が記入、支援システム入力後、教務へ提出してください。

出席停止期間： 令和 年 月 日（ ） ~ 令和 年 月 日（ ）	システム入力 済 （○で囲む）
-----------------------------------	-----------------------

運用開始日： 令和 6 年 4 月 1 日

(様式1)

【インフルエンザ】出席停止期間確認表

	0日経過	1日経過	2日経過	3日経過	4日経過	5日経過	6日経過	7日経過	8日経過
3日までに解熱した場合	発症	3日経過するまでに解熱			解熱後2日		登校可能		
4日に解熱した場合	発症	発熱等の症状継続			解熱	解熱後2日		登校可能	
5日に解熱した場合	発症	発熱等の症状継続				解熱	解熱後2日		登校可能
発症日と解熱日を記入	発症日 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

【新型コロナウイルス感染症】出席停止期間確認表

	0日経過	1日経過	2日経過	3日経過	4日経過	5日経過	6日経過	7日経過	8日経過
4日までに解熱した場合	発症	4日経過するまでに解熱				解熱後1日	登校可能		
5日に解熱した場合	発症	発熱等の症状継続				解熱	解熱後1日	登校可能	
6日に解熱した場合	発症	発熱等の症状継続					解熱	解熱後1日	登校可能
発症日と解熱日を記入	発症日 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日